

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成17年に「食育基本法」が制定され、平成18年に「食育推進基本計画」が策定されたことを受け、本県においても「やまなし食育推進計画」（平成18～22年度）の策定以降、20年にわたり、国や市町村、関係機関・団体等の多様な関係者と連携しながら、食育を総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、県内各地では様々な主体による多彩な食育活動が展開されており、第4次計画においては、栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導回数の増加や、食育推進応援団や食品ロス削減推進応援団の登録件数の増加等、着実な進展が見られています。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき策定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に沿って、「山梨県食品ロス削減推進計画」を食育計画の一部として位置づけ、食品ロス削減に関する取組も推進してきました。

一方で、子供や20～30代の若者における朝食欠食、食塩摂取量の過多、栄養バランスに配慮した食生活の実践度の低下等、食に関する課題は依然として多く残されています。

さらに、少子高齢化の進行や共働き世帯の増加、物価高騰等、社会情勢や経済状況の変化により、家庭における食環境や食に対する価値観は多様化しており、健全な食生活を実践することが困難な場面も見受けられます。

また、地域の食文化を次世代に伝承する機会の減少や、持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減の取組の推進等、食育の重要性はこれまで以上に高まっています。

こうした状況を踏まえ、第4次やまなし食育推進計画が令和7年度で計画期間を終了することから、同計画の評価及び課題の整理を行い、社会情勢の変化や国の動向を踏まえ、食を通じて県民一人ひとりが豊かさを実感できる山梨を実現するため、今後5年間の取組指針として第5次やまなし食育推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

○ 食育基本法に基づく計画

本計画は、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画として、本県における食育の推進に関する施策の基本的な方針について定めるものです。

○ 食品ロスの削減の推進に関する法律との関係

本計画の第3章の基本方針3「食品ロス削減に向けた取組の促進」は、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項に規定する都道府県食品ロス削減推進計画として位置づけるものです。

○ 他の県計画等との関係

本計画は、「山梨県総合計画」をはじめ、食育の推進に関連する他の県計画等との整合性を図っています。

【関連する他の県計画等】

- ・山梨県総合計画（R5～R8）
- ・山梨県消費者基本計画（R8～R12）
- ・山梨県食の安全・安心推進計画（R4～R8）
- ・健康長寿やまなしプラン（R6～R8）
- ・健やか山梨21（第3次）（R6～R17）
- ・第1期山梨県こども計画（R7～R11）
- ・やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン（R2～11）
- ・やまなし農業基本計画（R5～R8）
- ・山梨県教育振興基本計画（R6～R10）

3 計画期間

本計画は、令和8年度から令和12年度（2026年度から2030年度）までの5年間の計画とし、計画期間中に状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。